

令和8年 5月 7日

川崎市議会議長 原 典 之 様

川崎区
市営大島住宅自治会
自治会長

市営住宅におけるゴミ置き場清掃体制及び住民構成に関する改善
についての陳情

陳 情 の 趣 旨

現在、市営大島住宅（以下「当住宅」という。）では、ゴミ置き場の清掃を有志ら6人が当番制で行っています。しかしながら有志の6人はいずれも高齢のため、近いうちにこの当番制が崩壊することが予見されます。また、当住宅の住民構成の偏りや多様化により、本来ならば「住民全員による当番制」で公平に清掃業務を行わなければいけないところ、その当番制が個々の事情により成立しないため、将来的に清掃体制の維持が困難となり、適切な環境管理が難しくなることが想定されます。

そのため、川崎市住宅供給公社へ清掃業務委託先の紹介を依頼しましたが、「紹介はできない。業者は自治会で探すように」との回答であり、自治会としては解決手段を失っています。

つきましては、市として清掃体制及び住民支援の在り方について、制度の改善を御検討いただきたく、陳情いたします。

陳 情 の 理 由

1 住民構成の偏りにより清掃当番が成立していない

当住宅は全167世帯（満室時）で構成されており、その内訳は以下の通りです。

3DK（家族タイプ）：30世帯（約18%）、2DK（家族タイプ）：31世帯（約19%）、1DK（単身タイプ・主に高齢者及び障がい者）：106世帯（約63%）。

特に1DKの単身世帯が全体の約3分の2を占めており、高齢者及び障がい者が多数を占める構造的な住宅となっています。

さらに、車椅子利用世帯も現在把握する限りでは、3DKに2世帯、2DKに4世帯、1DKに3世帯が存在しており、家族世帯の中にも清掃作業が困難な世帯が含まれています。

このような住民構成のため、清掃作業を担える住民が極端に少なくなっており有志に頼らざるを得なくなっています。

2 多くの住民から清掃協力が得られず、環境管理の継続が困難となる懸念

多くの住民が「仕事」「子育て」「障害者」「体調不良」等の個々の事情を理由に清掃当番を辞退するため、特定の住民（有志）の負担になっています。

3 業者委託が困難で、自治会では対応不能

当住宅自治会（以下「自治会」という。）として清掃業者への委託を検討しましたが、住宅の特性上、住民の多くが低所得であり、費用負担が困難です。自治会費の増額も住民の強い反対により合意形成ができません。

さらに、川崎市住宅供給公社へ清掃業務委託先の紹介を依頼したところ、「紹介はできない。業者は自治会で探すように」との回答でした。

自治会には業者選定のノウハウもなく、費用負担も不可能であるため、現状の体制では対応が難しく、市において改善策の検討が必要な状況です。

4 自治会運営の継続が困難となっている状況と引継ぎの不在

当住宅の自治会長は歴代おおむね高齢であり、長年個人の負担で多くの問題の対応をしてきましたが、その継続が高齢者増加により困難となっています。また、若手の後継者もおらず、自治会機能の停止が現実的に懸念される状況です。

5 他自治体の深刻化事例を踏まえた早急な対応の必要性

他自治体では、公営住宅において住民構成の変化（高齢化や多様化等）により自治会の運営が困難となり、最終的に自治会の解散に至った事例も新聞等で多数報告されています。

市において同様の事態が生じないように、住民構成の偏りにより生じる課題

への対応策の検討、清掃業務をはじめとする自治体負担の軽減策について、市が主体的に補完及び支援する仕組みを早急に決定すべきと考えます。

また、本件は当住宅だけの個別問題ではなく、市が所有管理する全ての市営住宅に共通し得る構造的課題として捉える必要があります。

陳 情 事 項

- 1 高齢者及び障害者が多数を占める市営住宅における清掃体制の見直し
- 2 ゴミ置き場清掃に関する行政支援（補助制度・代替策等）の検討
- 3 多様な住民に対し、自治会活動への参加を促進するための支援策の検討
- 4 自治会運営が困難な住宅への行政的サポートの仕組みの検討
- 5 住民構成が偏った市営住宅における管理負担軽減策の検討
- 6 住宅供給公社による清掃業務委託先紹介及び支援体制の改善
- 7 他自治体の事例を踏まえ、市営住宅全体の運営維持に向けた制度的対策の検討

以上、市議会におきましては、制度の改善を御検討くださいますようお願い申し上げます。